

【新設】(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)

42の6-1の4 出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等について、措置法令第27条の6第1項の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以下であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。

【解説】

- 1 公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合は各事業年度の収益事業に係る所得について法人税が課税されることとなる。
- 2 このことからすると、公益法人等が中小企業者に該当するかどうかの判定基準である従業員数の基準の適用上も、収益事業の部門に従事している人数で判定すべきと考える向きもあろうが、収益事業の部門と収益事業以外の部門に従事している従業員とを区分することは現実的には困難な場面も少なくない。さらに、公益法人等又は人格のない社団等の性格上、全ての従業員が全体としてその行う事業に貢献しているともいえる。
- 3 このようなことから、公益法人等又は人格のない社団等に対する従業員数の基準の判定に当たっては、これらの法人の収益事業の部門に従事する従業員の数だけではなく、その全ての従業員の数により判定することを本通達で明らかにしている。